

青森県すこやか福祉事業団役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、青森県すこやか福祉事業団の理事、監事（以下「役員」という。）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給対象役員等)

第2条 本規程に定める報酬の支給対象役員等は、理事長、専務理事、常務理事、監事及び1週間当の勤務時間が20時間以上の理事とする。

2 本規程に定める費用弁償の支給対象役員等は、監事、評議員、委員、前項に規定する理事以外の理事及び職員以外の者とする。前項に規定する理事については、職員旅費規程による旅費を支給する。

(常勤と非常勤の区別)

第3条 本規程において、常勤役員とは、週40時間勤務する職員と同様の出勤回数がある役員とし、非常勤役員とは、週40時間勤務する職員の出勤回数より少ない役員とする。

(報酬の種類等)

第4条 本規程に定める報酬の種類は、次表のとおりとする。なお、本条に規定するすべての役員報酬の年間支給総額は2,000万円以内とする。

種類	理事長	専務理事	常務理事	1週間当の勤務時間が20時間以上40時間未満のすべての理事	監事	備考
報酬	○	○	○	○	○	
通勤手当	○	○	○	○		
賞与	○	○	○			但し、週40時間未満の場合は不支給

2 前項に規定する理事の報酬の額は、1週間当たりの勤務時間により、勤務実態に応じて次表のとおりとする。

勤務時間数	理事長	専務理事	常務理事	1週間当の勤務時間が20時間以上40時間未満の左記3理事を除く理事
40時間	390,000円/月	314,000円/月	261,000円/月	
20時間以上40時間未満	2,400円/時間	1,900円/時間	1,600円/時間	1,600円/時間

- 3 第1項に規定する監事の報酬の額は、監事監査1日当たり22,274円とし、理事会等への出席については、報酬は支給しない。
- 4 第1項に規定する通勤手当の額は、職員の例による。
- 5 第1項に規定する賞与の額は、週40時間勤務する理事についてのみ、第2項に規定する月額のか月分を年2回に分けて支給する。
- 6 本条に規定する報酬等の支給方法は、職員の例によることとし、監事への報酬の支給方法は、その業務終了の都度とする。

(費用弁償の区分)

第5条 費用弁償は次の区分を弁償する。

- (1) 交通費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料

(交通費の計算)

第6条 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

- 2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 車賃は、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(事業団所有の自動車を利用する場合)

第8条 事業団の所有する自動車を利用したときは、この区間の交通費は支給しない。

(車賃)

第9条 車賃の額は、1キロメートルにつき25円とし、全路程を通算して計算する。この路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第10条 日当は、1日につき4,000円とする。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、法人が毎年度定める内国旅行甲地方の範囲に規定する甲地方に宿泊した場合は1夜につき11,500円とし、乙地方に宿泊した場合は9,000円とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程第1条、第2条及び第3条を改廃する場合は、平成29年4月1日以降に開催される

評議員会の決議によることとする。

附則（平成29年3月15日制定）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。